

軽度者への福祉用具貸与の取扱いについて

本庄市 介護保険課 平成31年 2月

1. 軽度者に対する福祉用具貸与

要支援1・2及び要介護1の方（以下、「軽度者」という。）は、平成18年4月から、自立支援に十分な効果を上げる観点から、その状態像から見て利用が想定しにくい品目については、別に告示で定められた一定の例外となる者を除き保険給付の対象としないこととなりました。（「自動排泄処理装置」については、要介護2・3の方も軽度者の扱いとなります。）

しかし、別に告示で定められた一定の例外となる者（種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある人）については、保険給付の対象として例外的に福祉用具貸与費を算定することができます。その妥当性については、原則として、要介護認定の認定調査票（基本調査）の直近の結果を活用して客観的に判定することとなります。

その後、利用実態等を踏まえ、その運用を一部見直すこととなり、平成19年4月から、認定調査票（基本調査）の活用による判定方法に加え、新しい判断基準が設けられました。



2. 例外給付の対象種目

品目	要支援		要介護				
	1	2	1	2	3	4	5
車いす及び車いす付属品	原則、保険給付の対象外 ※要件に該当する場合は、 「例外給付」が認められる		1	2	3	4	5
特殊寝台及び特殊寝台付属品							
床ずれ防止用具							
体位変換器							
認知症老人徘徊感知機器							
移動用リフト（つり具部分を除く）							
自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）							

3. 例外給付の対象要件

(1) 厚生労働省告示第94号第31号のイで定める状態像に該当する **《協議書の提出不要》**

厚生労働省告示第94号第31号のイで定める状態像（表1）に該当する方は、軽度者であっても例外給付の対象となります。該当するかどうかは、直近の認定調査票（基本調査）の結果を用いて確認します。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存してください。

表1. 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号第31号のイ）

対象外種目	状態像	基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7 歩行「できない」 該当する項目なし→（注）参照
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4 起き上がり「できない」 基本調査 1-3 寝返り「できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換機	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 寝返り「できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	<u>(一)と(二)、いずれにも該当する者</u> (一) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3-1 意思の伝達「できる」以外又は、 基本調査 3-2～3-7 のいずれか「できない」 又は、 基本調査 3-8～4-15 のいずれか「ない」以外 又は、 主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている。 基本調査 2-2 移動「全介助」以外
オ 移動用リフト ※	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1-8 立ち上がり「できない」 基本調査 2-1 移乗「一部介助」又は「全介助」 該当する項目なし→（注）参照
カ 自動排泄処理装置	<u>(一)と(二)、いずれにも該当する者</u> (一) 排便において全介助を必要とする者 (二) 移乗において全介助を必要とする者	基本調査 2-6 排便「全介助」 基本調査 2-1 移乗「全介助」

（注）表1のア（二）及びオ（三）については、該当する認定結果がないため、「主治医から得た情報」及び「福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」により、ケアマネジャー等が判断します。《協議書の提出不要》

※ 移動用リフトのうち、昇降座椅子は「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断してください。

参考『移動用リフトのうち「昇降座椅子」については、認定調査項目の「立ち上がり」による必要性の判断ができないと思うが、考え方如何。』（平成19年3月30日厚生労働省老健局振興課）

（答）認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断することとなる。その理由は、「床からの昇降」を補助する「昇降座椅子」は「床から椅子の高さまでの動き」を評価する必要があり、「畳からポータルトイレへ」の「乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要があるためである。

したがって、昇降座椅子について「立ち上がり」で必要性を判断することは妥当ではない。

(2) (1) に該当しない場合 《協議書の提出が必要》

(1) に該当しない場合は、次の①～③の要件をすべて満たすことで例外給付の対象となります。
③の保険者（本庄市）の確認を受けるには、「4. 保険者への確認手順」を参照してください。

協議書の提出がないにもかかわらず、福祉用具貸与の算定をしている場合、給付費を返還していただくことになります。未提出ということがないようご注意ください。

① 表2のいずれかに該当することが、医師の医学的な所見に基づき判断されている。

表2. 厚生労働大臣が定める特定の状態像（平成12年老企第36号）

特定の状態像
i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の状態像に該当する者。 例・パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・憎悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。 ・重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。 等
ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに表1の状態像に該当するに至ることが確実に見込まれる者。 例 末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要な状態となる。 等
iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の状態像に該当すると判断できる者。 例・重度のぜんそく発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。 ・人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。 等

※ 例は、i～iiiの状態に該当する可能性のあるものの例示です。上記以外の疾病・症状でも、i～iiiの状態であると判断される場合もあります。

② サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要であると判断されている。

③ 上記①②について、「軽度者への福祉用具貸与についての協議書」等を提出し、保険者（本庄市）の確認を受けている。

4. 保険者への確認の手順 ※3.(2)の場合のみ

担当のケアマネジャーは、以下の書類を本庄市役所介護保険課に提出し、保険者の確認を受けます。なお、保険給付は原則として本庄市が協議に同意した日から開始されるため、協議が整う前の利用に関しては給付の対象となりません。必ず事前に協議書等を提出してください。

必要書類	
①医師の意見（医学的な所見）が確認できる書類	※ 次のいずれか一つ ・主治医意見書 *1 ・医学的所見書 *2 ・医学的所見聴取確認書 *3 ・サービス担当者会議の記録（写し） *4
②サービス担当者会議の記録（写し）	
③居宅サービス計画書（第1表、第2表）、又は介護予防サービス・支援計画表の写し	
④「軽度者への福祉用具貸与についての協議書」	

*1…直近の認定申請時の主治医意見書に、表2の特定の状態像に該当し、かつ福祉用具貸与が必要な旨が記載されている場合

例：重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、座位からの立ち上がりが困難なため、いす型の移動用リフトの利用が必要と認めます。等

*2…医師に書面にて確認をしている場合

*3…医師に聞き取りにて確認をしている場合

*4…サービス担当者会議に主治医が出席し、表2の特定の状態像に該当し、かつ福祉用具貸与の必要性について意見を述べている場合

5. よくあるご質問



届出時期

Q1. 「軽度者への福祉用具貸与についての協議書」（以下、協議書という。）はいつまでに提出したらよいか。また、算定はいつからになるか。

A1. **原則、貸与開始前に提出してください。**ただし、末期がん患者の急な退院等により早急な対応が必要な場合や、医師からの所見が遅れるなどやむを得ず書類が提出できない場合は、事前に連絡をいただければ揃っている書類だけで一旦お預かりします。

算定については、協議書の受付日より認めます。

Q2. 認定申請中（新規・変更申請等）に協議書を提出することは可能か。

A2. 医学的所見による状態像の判断と、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによって早急に福祉用具貸与が特に必要であると判断を行った上での暫定ケアプランによる届出のみ可とします。なお、貸与にあたっては認定決定前（要介護度が未確定）である為、利用者に対し自己負担の可能性があることを説明してください。

遡及

Q3. 協議書の提出を忘れた場合、遡及はあるのか。

A3. 原則、遡及はできません。

有効期間

Q4. 一度手続きをすれば、ずっと貸与を受けることが出来るか。

A4. 軽度者に対する福祉用具貸与の承認の有効期間は、介護度の認定有効期間を基準としていません。認定が変わるたびに改めて手続きが必要ですので、継続して貸与を受ける場合は承認の有効期間が終了するまでに、再度状態の確認を行ったうえで、協議書を提出してください。

再協議

Q5. 認定有効期間中であるが、状態悪化等により、現在貸与している物を変更したい場合は再度協議書の提出は必要か。

A5. 同一種目の場合は提出の必要はありません。

※本庄市への届出が不要なだけであり、適切なケアマネジメントを行っていることが前提です。

異なる種目の場合は、協議書の提出が必要です。（例：体位変換器⇒床ずれ防止用具）

Q6. 認定有効期間中に、貸与種目及び貸与品目が増えた場合は再度協議書の提出は必要か。

A6. 種目が増えた場合は、提出が必要です。（例：特殊寝台のみレンタルしていたが、サイドレール（特殊寝台付属品）もレンタルしたい。）

品目が増えた場合（同一種目の場合）は、提出は不要です。（例：特殊寝台とサイドレール（特殊寝台付属品）をレンタルしていたが、サイドテーブル（特殊寝台付属品）を追加でレンタルしたい。）

※本庄市への届出が不要なだけであり、適切なケアマネジメントを行っていることが前提です。

Q 7. 承認を受けた期間内に居宅介護支援事業所（または地域包括支援センター）の変更が生じた場合、再度協議書の提出は必要か。

A 7. 承認を受けている期間内であれば、引継ぎを認めます。ただし、必ず事業者間で連携し（確認届出書（写し）を変更後事業所に渡す）、福祉用具貸与事業所とも十分な連携をとるなど適切な対応をとってください。

Q 8. 市外から本庄市に転入してきた被保険者が、転入前の市町村で例外給付の確認を受けていた場合、再度本庄市に協議書の提出が必要か。

A 8. 保険者が確認する必要があるので、本庄市に対して提出が必要です。

医師の意見（医学的な所見）

Q 9. 主治医意見書を記入した医師と、福祉用具が必要な状態（疾患）を診察している医師が異なる場合、どちらの医師に確認すればよいか。

A 9. 福祉用具を必要としている状態を判断できる医師の医学的な所見であれば、主治医意見書を記入した医師でなくてもかまいません。状況に応じて判断してください。

Q 10. 医師の医学的な所見について、主治医から必要な情報を得られない。

A 10. 例外給付が特に必要であると判断されるには、医師の医学的な所見が不可欠であるため、情報の不足があった場合には例外給付の対象となりません。

Q 11. 医師の医学的な所見を確認したが、告示における例外基準の類型に相当しない旨であった。サービス担当者会議においては必要である結論であるが、この場合は例外給付の対象とはならないか。

A 11. 医師の医学的な所見において例外的貸与基準の類型に相当しないときは、サービス担当者会議により必要性を判断したとしても保険給付の対象となりません。

その他

Q 12. 介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与を受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか。

A 12. 既に車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与について保険給付を受けることは可能です。

※付属品とは本体（車いす、特殊寝台）と一体的に使用されるものに限られるため、車いす、特殊寝台を使用していない場合には、付属品のみでは介護報酬は算定できません。